

佐世保市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自立支援給付等に関して必要があると認めるときに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定による自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第10条第1項の規定により行う質問等及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の2の規定による障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者に対して行う障害児通所給付費に関する文書の提出等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者又はこれらの者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者又はこれらの者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者又はこれらの者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者又はこれらの者であった者（以下「指定相談支援事業者等」という。）及び指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定障害児通所支援事業所の従業者又はこれらの者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）、佐世保市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年条例第78号）、佐世保市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年条例第79号）、佐世保市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年条例第80号）、佐世保市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年条例第81号）、佐世保市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年条例第82号）、佐世保市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年条例第83号）、佐世保市指定通所支援の事業等の人員、設備

及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年条例第 8 4 号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導形態等）

第 3 条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、佐世保市が指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等又は自立支援給付等に関し必要があると認める場合に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。その際は長崎県に対し、当日使用した資料を送付する等その内容について情報の提供に努めるものとする。

(2) 運営指導

運営指導は、佐世保市が指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して又は自立支援給付等に関し必要があると認める場合に、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

（指導対象の選定）

第 4 条 指導は全ての障害福祉サービス事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね 1 年以内に全てを対象として実施する。

イ 障害福祉サービス事業者等のうち、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定して実施する。

(2) 運営指導

ア 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度において、集団指導の対象となった指定障害者支援施設等設置者等を対象に実施する。

イ 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度及び前々年度において、集団指導の対象となった指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談事業者等を対象に実施する。

ウ その他、市長が特に必要と認める障害福祉サービス事業所を対象に実施する。

（指導体制）

第 5 条 指導は、保健福祉部指導監査課にて、指導対象サービス事業者等の規模又は問題事項に応じ、臨機に適切な指導班を編成しこれを実施する。

2 実施指導班は、原則として職員 2 名以上をもって編成するものとし、うち 1 名は原則正規職員をもって充てるものとする。なお、必要がある場合には、指定対象サービス事業者等の規模や種別に応じて、問題事項に係る専門性を有する関係課に対し職員の同行を依頼するものとする。同行する職員の権限について、他の法令に定めがない場合については、法第 9 条及び第 10 条及び児童福祉法第 57 条の 3 及び第 57 条の 3 の 2 の規定によるものとする。

（指導方法等）

第6条 指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、次に定める方法等により指導を行う。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

運営指導は、国が別に定める運営指導に関する主眼事項及び着眼点に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ウ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

ウの通知を行う時は、当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

なお、改善報告書において改善された内容について、必要があると認められる場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行う。

(指導実施計画の策定)

第7条 市長は、毎年度当初に指導実施計画を作成するものとする。

(指導後の措置等)

第8条 運営指導の結果、障害福祉サービス事業者等に対して、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は運営指導の対象から除外することができる。

(監査への変更)

第9条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに佐世保市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成28年4月1日施行）に定めるところにより監査を行うことができるものとする。

- (1) 著しい運営基準等の違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。
- (2) 自立支援給付等に係る費用請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(指導の拒否への対応)

第10条 正当な理由がなく障害福祉サービス事業者等が運営指導を拒否した場合には、佐世保市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱に基づき監査を行うものとする。

(情報提供等)

第11条 指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。